

秋田県教育委員会告示第3号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（建造物）に指定する。

平成26年3月25日

秋田県教育委員会委員長 田 中 直 美

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
真山神社五社殿及び宮殿	1棟 1基	男鹿市北浦真山字水喰沢97	宗教法人真山神社